5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6　公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。

7　第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。

8　公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9　議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

（準用）

**第三十五条**　第十四条から第十九条まで及び第二十九条の規定はみなし登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第十四条中「附則第十六条第三項」とあるのは「附則第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

（旧供給地点の減少の許可申請）

**第三十六条**　平成二十六年改正法附則第二十四条第二項の規定により旧供給地点の変更の許可を受けようとする者は、様式第二十三の旧供給地点減少許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　減少する旧供給地点の位置を明示した地形図及び旧供給地点を記載した図面

三　申請者が地方公共団体である場合にあっては、旧供給地点の減少についての議会の会議録の写し

（軽微な減少）

**第三十七条**　平成二十六年改正法附則第二十四条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な減少は、減少しようとする旧供給地点における需要が五十キロワット未満であり、かつ、当該みなし登録特定送配電事業者の最大供給電力（特別小売供給の用に供することができる最大電力をいう。）の十パーセント未満であると見込まれることとする。

（旧供給地点の減少の届出）

**第三十八条**　平成二十六年改正法附則第二十四条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十四の旧供給地点減少届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　減少を必要とする理由を記載した書類

二　減少する旧供給地点の位置を明示した地形図及び旧供給地点を記載した図面

三　届出者が地方公共団体である場合にあっては、旧供給地点の変更についての議会の会議録の写し

（みなし登録特定送配電事業者の供給条件において定めるべき事項）

**第三十九条**　平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用地点

二　供給の種別がある場合にあっては、その種別

三　供給電圧及び周波数

四　料金

五　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）

六　前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

七　契約の申込みの方法及び契約の解除に関する事項

八　供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九　供給の停止及び中止に関する事項

十　送電上の責任の分界

十一　電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その事項

十二　前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又はみなし登録特定送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十三　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十四　実施期日

**第四十条**　平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の規定による供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の特別小売供給条件届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類

二　電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の規定による供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十六の特別小売供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三号及び第四号の書類は、前条第四号から第六号までの事項を変更しようとするものでない場合には、添付することを要しない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件

三　料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

四　変更後の供給条件の実施の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

3　第二十七条及び第二十八条の規定は前二項の届出書の提出に準用する。

（立入検査の身分証明書）

**第四十一条**　平成二十六年改正法附則第二十五条の三第三項の証明書は、様式第二十七によるものとする。

（聴聞）

**第四十二条**　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

2　第三十四条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

様式第一を様式第一の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

**様式第1**（第1条の3関係）

発電事業届出書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印